

持続可能な地域づくりの推進に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「乙1」という。）、一般社団法人森の京都地域振興社（以下「乙2」という。）、一般社団法人京都山城地域振興社（以下「乙3」という。なお、乙1、乙2及び乙3を総称して、以下「乙」という。）と株式会社京都銀行（以下「丙1」という。）、京都中央信用金庫（以下「丙2」という。）、京都信用金庫（以下「丙3」という。）、京都北都信用金庫（以下「丙4」という。）、京銀リース・キャピタル株式会社（以下「丙5」という。なお、丙1、丙2、丙3、丙4及び丙5を総称して、以下「丙」という。）は、持続可能な地域づくりの推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、京都府における持続可能な地域づくりを着実に進めていくため、本協定当事者が連携し、それぞれに有するノウハウやネットワークを活かし、地域の活性化に向けて地域が主体となって行う活動を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力し、取り組むものとする。

- (1) 古民家等の歴史的資源を活用した地域づくりに関するこ
- (2) 遊休施設等を活用した地域づくりに関するこ
- (3) 観光や移住・定住にいたるマーケティング・プロモーションに関するこ
- (4) 農林、福祉、交通、文化など幅広い分野の関係者との連携に関するこ
- (5) その他地域活性化に関するこ

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和17年12月31日とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙は協議のうえ、その都度決定するものとする。

本協定を証するため、本書9通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和3年3月29日

甲

京都府知事

西脇 隆俊

乙 1

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社
代表理事

森屋 松吉

乙 2

一般社団法人森の京都地域振興社
代表理事

渡邊 晃

乙 3

一般社団法人京都山城地域振興社
代表理事

脇 博一

丙 1

株式会社京都銀行
取締役頭取

土井 伸宏

丙 2

京都中央信用金庫
理事長

白波瀬誠

丙 3

京都信用金庫
理事長

神田 隆之

丙 4

京都北都信用金庫
理事長

吉田 英都

丙 5

京銀リース・キャピタル株式会社
代表取締役

東野 進

持続可能な地域づくりの推進に関する
協定書

京 都 府

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人森の京都地域振興社

一般社団法人京都山城地域振興社

株 式 会 社 京 都 銀 行

京 都 中 央 信 用 金 庫

京 都 信 用 金 庫

京 都 北 都 信 用 金 庫

京 銀 リース・キャピタル株式会社